

## 一般電気事業者の電力供給義務について

電気事業法では、一般電気事業者に対する電力供給義務について第 18 条において以下のように定めている。

## 第二章 電気事業

## 第二節 業務

## 第一款 供給

(供給義務等)

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2 一般電気事業者は、供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における特定規模需要（その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

3 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

4 一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。一般電気事業者がその供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と第二十四条の二第一項の補完供給契約を締結しているときも、同様とする。

5 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における一般の需要に応じ、又はその供給区域内の事業開始地点における需要に応じ電気を供給してはならない。

6 一般電気事業者及び卸電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるのでなければ、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。

7 特定電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた供給地点以外の供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。

本条は、第 1~4 項において電気事業者の供給義務について、第 5~7 項において電気事業者の供給の禁止について定めた規定である。

電力供給義務とは第 1 項において規定されているように、いかなる条件下でも電力の供給を義務付けているものではなく、一般電気事業者が提示する条件すなわち供給約款又は選択約款による供給を求められた際には、それを正当な理由なく拒否することはできないとするものである。

ここで、「正当な理由」とは何かということが問題となるが、法令に明文化された規定はなく、個別の事情に応じて運用されている。一般的には以下のような電気事業者の責任によらない事情が想定されている。ただし、電気事業者に対して可能な限りの対応努力も併せて求めている。

- 契約の締結を拒否する「正当な理由」
  - 料金を支払わずに契約を解除された者が滞納料金を支払わずに需給契約の締結を申し込むような場合
  - 特異な地形等のため技術的に電力を供給することが困難な場合
  - 供給約款等に違反する条件で電気を使用しようとする者に対する場合
- 供給の継続を拒否する「正当な理由」
  - 電気工作物に瑕疵があり保安上危険な場合
  - 天災、地変、事故等により電気工作物の故障が生じた場合
  - 電気工作物の増強・修繕・その他の工事に必要な場合
  - 正常な企業努力に関わらず需要が供給を上回り供給不能となった場合
  - 料金を滞納する者に対する場合
  - 供給約款等に違反する条件で電気を使用しようとする者に対する場合
- 契約の解除に関する「正当な理由」
  - 料金を長期にわたって滞納する者に対する場合
  - 供給約款等に違反する条件で電気を使用しようとする者に対する場合

(出典：資源エネルギー庁電力・ガス事業部 原子力安全・保安院 編「2005年版電気事業法の解説」)